

平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について

農林水産省及び国土交通省が、平成26年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成27年2月からの公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価を決定した。なお、平成27年3月31日までに新たな公共工事設計労務単価の決定を行わない限り、平成27年4月1日以降もこの単価を引き続き適用する。

1. 平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、引き続き、法定福利費（本人負担分）相当額を適切に反映している。

また、入札不調の発生状況等に応じて公共工事設計労務単価を機動的に見直すことのできるよう措置している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

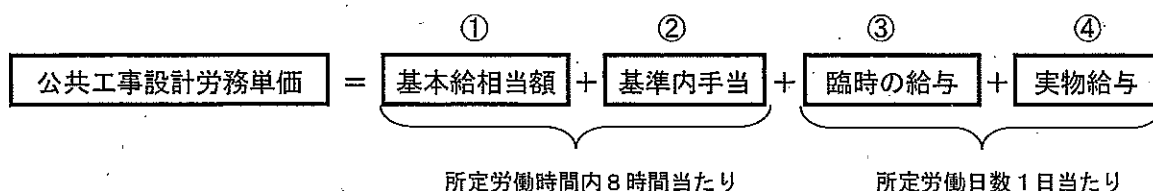
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図－1 公共工事設計労務単価の構成



(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金

- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

（例えば、交通誘導警備員 A、B の単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

（3）留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は（1）のとおりであり、（2）に示すものは含まれないこと（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

- ・ 公共工事設計労務単価、これに上記の必要経費を含めた金額は、いずれも下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないこと

3. 公共事業労務費調査の概要について

（1）調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

（2）調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、平成26年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、11,700件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等（各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す）。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照

合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で106,642人。地方別の有効標本数を表-1に、主な棄却理由別標本数を表-2に示す。

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間当りに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、屋根ふき工及び建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

⑤ その他

平成26年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名（元請）については、各地方連絡協議会事務局（国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等）において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数 (件)	有効標本数 (人)
北海道	934	10,897
東北	1,533	15,633
関東	1,927	19,680
北陸	939	8,056
中部	1,248	10,552
近畿	1,533	12,321
中国	1,121	8,552
四国	788	5,925
九州	1,374	11,850
沖縄	303	3,176
全国計	11,700	106,642

表-2 主な棄却理由別標本数

		標本数(人)	構成比(%)
調査対象標本		160,831	100%
主な棄却理由	調査票への記入事項の根拠となる諸資料の提示がない。	15,179	9.4%
	賃金台帳等に賃金の受領を証する押印(又は本人のサイン)がない。	1,593	1.0%
	就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間(週40時間)以内であることの確認ができない。	35,197	21.9%
	その他の棄却理由	2,220	1.4%
有効標本		106,642	66.3%

4. その他

公共事業労務費調査は、労働基準法において調製・保存が義務付けされている賃金台帳等に基づいて調査を実施している。

平成26年10月調査において約3割の標本が棄却されているため、今後も次の書類を審査において提示できるよう整理するとともに調査へのご理解、ご協力をお願いしたい。

① 所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認できる書類

・・・就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳

② 賃金支払いが確認できる書類

・・・銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等

③ 従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類

・・・作業日報及び出勤簿等

平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	16,700	13,800	11,500	16,900	20,200	18,200			17,700	18,600
東北	02 青森県	19,700	14,600	11,000	16,900	20,900	19,200			16,300	20,300
	03 岩手県	(19,700)	(16,400)	(12,000)	17,700	(23,200)	(19,300)			17,200	(21,300)
	04 宮城県	(21,100)	(16,400)	(12,900)	18,700	(24,000)	(22,100)			17,600	(25,900)
	05 秋田県	18,700	14,700	11,800	17,500	21,000	18,900			16,600	20,900
	06 山形県	18,700	14,700	12,400	17,800	20,000	19,000			17,600	21,200
	07 福島県	(21,000)	(16,300)	(14,000)	18,300	(23,100)	(21,700)			18,000	(22,700)
関東	08 茨城県	19,400	17,200	12,600	19,400	21,900	23,100	24,500	22,700	19,200	22,800
	09 栃木県	19,300	16,900	12,500	19,300	23,300	21,900	24,800	22,700	18,900	22,700
	10 群馬県	19,300	17,300	13,200	19,100	24,200	20,700	23,800	22,400	18,500	22,100
	11 埼玉県	20,600	18,300	13,200	19,200	23,300	24,000	24,300		20,400	24,300
	12 千葉県	21,400	18,100	13,100	20,100	23,200	24,800	24,700		21,500	25,200
	13 東京都	22,000	19,200	13,700	20,100	24,400	24,600	24,700		23,600	24,800
	14 神奈川県	22,200	19,200	13,400	19,600	23,200	24,600	24,500	23,000	21,600	23,400
	19 山梨県	20,900	18,900	13,000	19,500	23,800	22,000	24,400	22,900	21,100	22,800
	20 長野県	20,200	17,400	13,800	18,800	22,900	21,500	23,200	22,300	19,000	21,200
北陸	15 新潟県	18,300	15,500	13,400	17,500	21,700	18,800			17,500	19,700
	16 富山県	19,500	16,500	12,700	17,300	23,100	21,000			18,500	21,200
	17 石川県	19,700	17,000	12,600	17,600	23,200	21,100			19,400	20,800
中部	21 岐阜県	19,600	17,500	13,000	18,600	22,600	21,700		24,400	19,300	20,900
	22 静岡県	19,400	18,400	11,800	18,600	22,200	21,100	25,000	25,500	20,400	21,400
	23 愛知県	20,400	17,500	13,400	18,800	23,400	22,500		25,500	19,400	20,900
	24 三重県	19,500	16,900	12,600	18,800	23,000	23,000	26,100	23,200	19,300	21,100
近畿	18 福井県	18,400	15,200	11,400	18,100	21,100	19,800			18,500	19,200
	25 滋賀県	17,800	16,000	12,100	18,300	22,200	21,100			18,900	20,400
	26 京都府	18,200	16,700	11,900	18,800	21,500	20,800			18,500	20,400
	27 大阪府	19,100	16,400	11,800	18,800	22,300	22,200			19,600	20,500
	28 兵庫県	17,500	16,600	11,200	18,300	21,100	21,100			19,000	19,600
	29 奈良県	19,500	16,800	12,500	19,700	22,100	21,600			18,900	20,900
	30 和歌山県	18,900	16,600	11,800	18,500	21,400	21,400			18,500	20,100
中国	31 鳥取県	16,100	12,700	11,400	16,900	19,200	18,900			16,500	18,800
	32 島根県	16,300	13,900	11,000	16,400	18,500	18,800			16,400	18,100
	33 岡山県	17,200	15,300	11,700	17,100	19,700	19,600			17,600	19,200
	34 広島県	17,500	15,500	11,500	16,400	19,900	19,500			16,600	19,100
	35 山口県	16,300	14,500	11,100	16,600	19,300	19,400			16,900	18,600
四国	36 徳島県	17,000	15,500	11,900	16,400	23,300	19,100			17,800	18,100
	37 香川県	17,800	16,400	11,900	16,800	21,800	19,200			17,700	18,300
	38 愛媛県	16,700	14,300	11,500	16,600	21,400	19,000			17,300	17,300
	39 高知県	17,300	14,700	12,300	16,900	22,300	19,300			17,300	17,400
九州	40 福岡県	18,200	16,200	11,200	16,300	19,600	19,000	21,300	20,600	17,400	18,300
	41 佐賀県	15,800	13,700	10,900	16,200	19,200	17,700	21,600	20,700	17,100	17,900
	42 長崎県	16,700	14,400	11,500	16,800	19,000	17,500	21,900	20,600	16,200	17,800
	43 熊本県	17,000	14,800	12,200	16,500	20,000	18,300	21,600	20,400	16,100	18,300
	44 大分県	16,200	13,800	11,400	16,200	18,600	18,100	21,300	20,200	15,700	18,300
	45 宮崎県	18,200	13,500	11,600	16,300	18,800	18,300	21,600	20,200	15,300	17,300
沖縄	46 鹿児島県	20,000	14,700	12,400	16,000	21,600	18,600	21,600	20,200	15,700	18,200
	47 沖縄県	18,000	15,700	11,900			22,100		15,000	14,600	20,100

(注) 岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	19,100	18,600	20,400	16,600	14,000	27,400	32,400	21,600	25,500	21,400
東北	02 青森県	18,100	17,200	19,400	21,300	19,400	27,300	32,400	22,600	26,500	21,000
	03 岩手県	(19,100)	(18,800)	(20,500)	(21,800)	(18,500)	(28,700)	(34,000)	(23,700)	(29,000)	(22,200)
	04 宮城県	(21,800)	(22,200)	(22,200)	(23,200)	(20,800)	(28,800)	(34,100)	(23,800)	(30,900)	(22,200)
	05 秋田県	18,700	18,600	19,900	20,500	19,800	27,700	32,800	22,900	26,900	21,300
	06 山形県	19,400	20,600	20,800	19,300	17,600	27,600	32,700	22,800	28,900	21,200
	07 福島県	(20,300)	(21,700)	(21,700)	(19,600)	(17,600)	(28,800)	(34,000)	(23,800)	(28,000)	(21,900)
関東	08 茨城県	21,300	22,600	25,500	21,000	17,300	26,600	31,600	24,500	25,800	21,900
	09 栃木県	22,200	23,600	26,200	19,000	18,100	26,900	31,800	24,600	26,500	22,200
	10 群馬県	21,600	20,500	24,400	19,300	16,300	26,700	31,600	24,500	27,600	22,100
	11 埼玉県	22,600	24,000	25,500	22,000	19,100	26,600	31,500	24,400	25,600	21,900
	12 千葉県	22,500	24,200	25,600	21,300	19,000	26,600	31,500	24,400	25,400	21,800
	13 東京都	23,200	25,400	27,200	21,600	17,900	26,600	31,500	24,400	25,200	21,800
	14 神奈川県	23,200	25,400	27,900	22,500	19,200	26,600	31,500	24,400	25,200	21,800
	19 山梨県	23,400	24,000	26,800	21,400	18,500	26,600	31,600	24,500	26,900	21,900
	20 長野県	21,800	21,400	23,500	19,200	16,800	26,800	31,700	24,600	27,000	22,100
北陸	15 新潟県	18,500	19,100	20,100	18,100	15,900	27,400	32,400		27,800	20,300
	16 富山県	20,500	20,400	21,000	19,200	15,900	27,400	32,500		27,500	20,200
	17 石川県	20,100	20,100	20,700	18,700	16,600	27,400	32,400		26,200	20,500
中部	21 岐阜県	20,700	21,200	23,200	20,400	17,600	27,100	32,100	23,500	26,100	21,700
	22 静岡県	22,500	22,500	25,000	19,900	17,300	27,100	32,000	23,400	27,300	21,400
	23 愛知県	21,100	22,100	24,400	20,100	18,100	27,100	32,100	23,500	26,800	21,500
	24 三重県	21,900	21,500	24,000	18,900	17,400	27,100	32,100	23,500	25,100	21,500
近畿	18 福井県	19,600	21,300	21,100	17,700	17,300	26,600	31,500	21,300	24,800	19,600
	25 滋賀県	19,400	20,700	22,300	18,000	16,000	26,500	31,400	21,200	26,200	19,400
	26 京都府	19,600	21,200	22,100	17,900	15,800	26,500	31,400	21,200	24,400	19,400
	27 大阪府	19,900	21,900	21,800	19,200	16,000	26,500	31,300	21,200	24,100	20,000
	28 兵庫県	18,800	20,000	21,500	17,900	16,000	26,500	31,400	21,200	23,300	20,400
	29 奈良県	19,900	21,700	23,000	18,600	16,400	26,500	31,400	21,200	23,900	20,300
	30 和歌山県	19,500	21,200	21,900	17,400	15,100	26,500	31,400	21,200	22,800	19,400
中国	31 鳥取県	18,000	18,700	19,700	15,000	13,100	26,900	31,900	22,000	27,400	20,800
	32 島根県	17,500	17,300	18,200	16,300	13,300	26,900	31,900	22,000	26,900	20,400
	33 岡山県	18,300	18,600	19,800	17,500	15,100	27,000	31,900	22,000	25,400	21,000
	34 広島県	18,200	17,700	18,300	17,900	15,100	27,000	31,900	22,000	26,300	20,200
	35 山口県	17,800	17,000	18,600	16,300	14,400	27,100	32,000	22,100	25,900	20,400
四国	36 徳島県	18,200	17,800	20,800	15,900	15,100	27,000	32,000	20,400	25,500	20,800
	37 香川県	18,300	17,800	20,900	17,100	15,800	27,100	32,000	20,400	24,800	20,700
	38 愛媛県	18,200	17,700	20,800	17,300	15,400	26,900	31,900	20,300	24,700	20,600
	39 高知県	18,300	18,000	20,900	17,700	15,700	27,100	32,100	20,400	24,700	20,700
九州	40 福岡県	16,500	19,000	19,800	17,600	15,200	27,100	32,100	24,400	23,700	19,900
	41 佐賀県	16,700	19,300	19,400	19,400	15,600	27,100	32,100	24,500	24,100	19,500
	42 長崎県	16,100	19,000	19,000	16,500	14,300	27,100	32,100	24,500	24,600	19,500
	43 熊本県	16,300	19,000	19,400	17,200	14,900	27,100	32,100	24,500	24,600	19,500
	44 大分県	16,600	18,200	19,100	18,400	16,700	27,100	32,100	24,400	24,100	19,400
	45 宮崎県	16,500	18,700	18,700	18,400	15,600	27,100	32,100	24,400	25,100	19,400
	46 鹿児島県	16,500	18,900	19,300	20,500	17,900	27,100	32,100	24,500	25,000	19,500
沖縄	47 沖縄県	17,900	19,100	19,100	20,400	18,000	27,200	32,200	22,500	22,900	18,500

(注) 岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	28,700	24,000	24,300	29,500	18,800	23,300	18,500	32,000	20,900	20,000
東北	02 青森県	29,300	23,900	25,700	29,000	22,400	24,300	19,100	37,300	23,100	23,400
	03 岩手県	(30,800)	(25,200)	(27,000)	(31,700)	22,400	24,300	19,100	(40,700)	(25,200)	(25,800)
	04 宮城県	(30,900)	(25,200)	(27,100)	(34,800)	22,700	24,300	19,100	(44,800)	(27,700)	(28,100)
	05 秋田県	29,700	24,300	26,100	30,000	23,300	24,300	19,100	38,600	23,700	24,100
	06 山形県	29,500	24,200	25,900	29,400	21,700	24,300	19,900	38,800	23,900	24,300
	07 福島県	(30,800)	(25,200)	(27,100)	(30,900)	20,400	24,300	19,900	(40,700)	(25,200)	(25,700)
関東	08 茨城県	28,800	26,900	28,000	30,100	21,800	28,900	21,700	34,300	22,000	24,000
	09 栃木県	29,100	27,200	28,200	30,400	21,700	28,900	21,700	34,500	22,600	24,300
	10 群馬県	28,900	27,000	28,100	30,400	21,800	29,000	21,700	35,900	22,100	23,700
	11 埼玉県	28,800	27,800	27,900	30,500	22,200	27,600	21,700	35,700	25,400	25,400
	12 千葉県	28,700	27,200	27,900	30,500	22,700	27,600	21,700	35,700	25,400	25,400
	13 東京都	28,700	27,000	27,900	30,900	23,300	27,600	21,700	36,900	25,400	25,200
	14 神奈川県	28,700	26,800	27,900	30,200	23,700	27,600	21,700	36,200	24,600	24,300
	19 山梨県	28,800	26,900	28,000	29,700	22,500	27,500	21,600	36,600	24,200	24,300
	20 長野県	29,000	27,000	28,200	29,100	21,900	27,700	21,700	34,800	22,900	24,100
北陸	15 新潟県	28,200	23,500	28,300	26,700	19,300	24,200	20,000	33,800	20,500	22,200
	16 富山県	28,300	23,400	28,400	27,300	20,300	24,200	20,000	34,500	20,600	22,800
	17 石川県	28,200	23,600	28,300	27,800	22,000	24,200	20,100	33,300	21,300	21,400
中部	21 岐阜県	28,000	25,200	27,300	28,300	21,900	25,100	20,200	32,000	20,900	20,500
	22 静岡県	28,000	25,900	27,300	28,500	22,100	25,100	20,200	36,400	22,700	23,300
	23 愛知県	28,000	25,100	27,300	27,900	21,900	25,100	20,200	34,300	22,200	20,800
	24 三重県	28,100	25,100	27,300	28,900	21,000	24,900	20,000	34,300	21,600	20,700
近畿	18 福井県	27,300	25,100	26,300	29,200	20,200	23,400	19,100	29,100	21,100	21,000
	25 滋賀県	27,200	24,900	26,200	28,900	20,400	23,400	19,100	29,500		20,900
	26 京都府	27,200	24,900	26,200	28,900	20,500	23,400	19,100	29,100		20,700
	27 大阪府	27,200	25,200	26,200	29,500	21,500	23,400	19,100	29,900		21,100
	28 兵庫県	27,200	25,200	26,200	29,100	20,300	24,000	19,100	30,700	22,300	21,500
	29 奈良県	27,200	24,900	26,200	28,800	21,600	24,500	19,100	29,200		21,000
	30 和歌山県	27,200	24,900	26,200	28,800	20,300	23,400	19,100	29,100		20,600
中国	31 鳥取県	27,000	22,900	23,800	26,300	18,700	23,400	18,700	32,400	25,400	23,500
	32 島根県	27,000	22,900	23,800	26,100	18,100	23,400	17,900	32,500	26,800	23,700
	33 岡山県	27,100	23,100	23,800	26,200	19,400	23,500	18,700	32,400	25,500	23,600
	34 広島県	27,100	23,100	23,800	26,300	18,800	23,500	18,300	32,900	27,100	23,900
	35 山口県	27,200	23,100	23,900	26,200	19,300	23,400	17,900	32,900	27,100	24,000
四国	36 徳島県	26,600	23,100	24,000	25,500	19,000	29,100	19,800	35,300		18,100
	37 香川県	26,600	23,000	24,000	25,800	19,000	29,100	20,600	35,900		18,500
	38 愛媛県	26,500	22,900	23,900	24,900	19,800	29,100	20,100	35,600		18,200
	39 高知県	26,700	23,100	24,000	25,400	18,800	29,100	19,800	35,500		18,300
九州	40 福岡県	27,000	22,000	24,000	27,000	20,100	25,200	19,100	31,200	19,700	19,800
	41 佐賀県	27,000	22,000	24,100	27,200	19,100	25,000	19,100	31,300	19,700	19,800
	42 長崎県	27,000	22,000	24,000	27,100	18,800	24,000	18,300	31,000	19,500	19,600
	43 熊本県	27,000	22,000	24,000	26,100	19,400	25,100	18,500	31,200	19,600	19,700
	44 大分県	27,000	22,000	24,000	26,500	19,800	25,100	18,800	31,200	19,600	19,700
	45 宮崎県	27,000	22,000	24,000	27,000	20,000	24,000	18,300	31,200	19,500	19,600
	46 鹿児島県	27,000	22,000	24,100	27,200	21,600	23,900	18,300	31,300	19,600	19,700
沖縄	47 沖縄県	26,000	25,900	20,900	31,000	21,400	21,200	18,900	36,900	22,600	24,500

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道		23,000	17,900	19,200	19,200	17,300	19,400	20,100	19,300	20,400
東北	02 青森県		25,100	23,300	20,500	20,700	17,000	19,100	18,100	19,100	18,700
	03 岩手県		(27,400)	(24,700)	(22,200)	(23,200)	18,200	(20,100)	(19,100)	(20,300)	(19,500)
	04 宮城県		(30,300)	(28,000)	(24,400)	(25,300)	19,000	(20,100)	(21,200)	(22,100)	(19,600)
	05 秋田県		25,400	20,900	22,700	21,000	16,200	19,300	18,700	19,000	18,900
	06 山形県		23,700	21,200	19,800	20,600	18,300	19,200	20,800	19,800	18,800
	07 福島県		(31,600)	(20,800)	(23,100)	(21,700)	18,700	(20,100)	(21,500)	(21,200)	(19,600)
関東	08 茨城県	25,500	41,000	22,500	23,400	24,000	20,200	22,600	24,200	24,200	
	09 栃木県	25,500	41,700	22,300	23,600	24,300	20,300	22,700	25,000	24,600	
	10 群馬県	25,500	38,700	22,200	22,900	21,400	18,300	22,600	23,100	22,500	
	11 埼玉県	25,500	41,700	23,400		24,100	20,000	22,500	25,900	24,900	
	12 千葉県	25,500	42,700	22,600		24,600	20,500	22,500	26,000	25,000	
	13 東京都	25,500	40,700	23,500		24,900	20,700	22,500	26,900	25,000	
	14 神奈川県	25,500	39,500	23,400		24,200	19,900	22,500	24,600	24,500	
	19 山梨県	25,500	39,100	23,400		23,800	19,900	22,600	24,300	24,200	
	20 長野県	25,500	34,300	20,300	22,500	20,400	18,300	22,700	22,600	22,600	
北陸	15 新潟県	22,700	24,500	18,700	19,000	18,700	18,000	18,500	19,000	19,400	
	16 富山県	22,700	28,400	20,700	19,500	19,300	18,100	18,500	19,000	19,700	
	17 石川県	22,700	28,900	20,300	19,500	19,000	18,000	18,500	19,800	19,900	
中部	21 岐阜県	25,200	32,800	22,400	22,600	20,300	18,900	21,500	20,700	20,600	
	22 静岡県	25,200	35,100	21,100		21,500	19,300	21,400	22,800	21,500	
	23 愛知県	25,200	33,400	22,700		20,900	19,500	21,500	22,400	20,900	
	24 三重県	25,000	34,400	21,100		20,400	19,800	21,500	22,200	22,300	
近畿	18 福井県	21,300	31,800	19,600	18,700	18,600	17,900	20,700	20,400	20,100	
	25 滋賀県	21,300	32,000	19,300		19,300	18,300	20,600	21,100		
	26 京都府	21,300	32,500	20,900		20,400	18,600	20,600	21,100		
	27 大阪府	21,300	33,100	22,100		20,500	19,500	20,500	21,200		
	28 兵庫県	21,300	31,600	20,700	19,400	19,600	17,700	20,600	20,400	19,400	
	29 奈良県	21,300	34,200	21,900		21,000	19,500	20,600	21,100		
	30 和歌山県	21,300	32,900	22,100		20,600	18,300	20,600	20,900		
中国	31 鳥取県		28,800	18,500	18,800	18,000	16,400	18,700	20,200	19,200	
	32 島根県		24,100	17,900	19,000	17,400	16,700	18,700	19,200	18,800	
	33 岡山県		27,500	19,100	18,800	18,300	17,100	18,700	20,500	19,100	
	34 広島県		24,200	18,700	19,000	18,000	17,000	18,700	19,800	18,700	
	35 山口県		24,300	17,900	19,100	17,800	17,100	18,800	19,500	18,800	
四国	36 徳島県	19,500		18,700		19,300	16,800	18,300	19,100		
	37 香川県	19,500		18,600		19,300	17,600	18,400	19,200		
	38 愛媛県	19,500		18,500		19,200	17,000	18,300	18,900		
	39 高知県	19,500		18,200		19,100	16,800	18,400	18,900		
九州	40 福岡県		23,700	18,300	19,300	18,500	16,400	16,700	18,200	17,400	
	41 佐賀県		23,600	19,700	19,400	18,600	15,800	16,700	18,300	17,500	
	42 長崎県		24,300	18,000	19,300	18,400	16,100	16,700	18,000	17,500	
	43 熊本県		24,200	18,100	19,400	18,100	15,700	16,700	18,100	17,400	
	44 大分県		24,000	17,500	19,100	18,300	15,500	16,700	18,200	17,400	
	45 宮崎県		23,800	18,500	19,100	18,200	15,400	16,700	17,900	17,400	
沖縄	46 鹿児島県		23,900	20,300	19,500	18,500	15,400	16,700	18,000	17,500	
	47 沖縄県			20,700		20,000	14,900		23,800		

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

		単位:円								
地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	19,300	18,800	17,000	16,900	17,200	19,900	19,200	10,600	9,100
東北	02 青森県	21,100	18,800	18,100	15,600	15,700	18,800	17,900	10,000	8,800
	03 岩手県	(22,100)	(19,800)	(19,000)	(16,400)	16,600	18,800	17,900	(11,200)	(9,800)
	04 宮城県	(24,000)	(21,800)	(19,100)	(16,400)	16,900	18,800	17,900	(12,300)	(10,600)
	05 秋田県	21,300	18,900	18,400	15,600	15,800	19,000	17,900	10,100	8,700
	06 山形県	20,900	20,000	18,300	15,600	17,600	18,900	17,900	11,400	9,800
	07 福島県	(22,500)	(21,500)	(19,100)	(16,400)	17,300	18,800	17,900	(12,200)	(10,500)
関東	08 茨城県	23,200	25,000	22,400	21,800	20,200	20,800	21,100	12,300	11,100
	09 栃木県	23,300	25,400	22,500	21,800	20,000	21,000	21,100	12,000	10,400
	10 群馬県	22,500	24,700	22,400	21,800	18,900	20,800	21,100	11,400	10,000
	11 埼玉県	22,900	25,100	22,300	21,800	20,100	20,700	21,100	12,200	10,900
	12 千葉県	23,000	24,700	22,300	21,800	20,200	20,700	21,100	12,600	10,900
	13 東京都	23,100	24,900	22,300	21,800	20,500	20,700	21,100	12,800	11,100
	14 神奈川県	22,700	25,200	22,300	21,800	19,800	20,700	21,100	13,000	11,300
	19 山梨県	22,800	25,300	22,400	21,800	19,700	20,800	21,100	11,800	10,300
	20 長野県	22,100	24,100	22,500	21,800	18,400	20,900	21,100	10,800	9,300
北陸	15 新潟県	21,700	19,800	18,800		17,700	19,500	19,700	11,300	9,800
	16 富山県	21,000	19,700	18,800		18,200	19,600	19,700	11,200	10,200
	17 石川県	20,600	19,100	18,800		18,300	19,500	19,700	11,600	10,100
中部	21 岐阜県	21,600	21,100	20,600	19,200	18,100	21,500	22,200	11,500	10,300
	22 静岡県	21,400	26,400	20,600	19,200	19,800	21,400	22,200	11,900	10,100
	23 愛知県	21,400		20,600	19,200	18,700	21,500	22,200	12,200	10,500
	24 三重県	21,700		20,600	19,200	18,800	21,500	22,100	11,600	10,000
近畿	18 福井県	19,400	20,700	19,900	18,600	17,800	21,300	21,200	11,500	9,900
	25 滋賀県	20,800	21,200	19,800	18,600	17,800	21,200	21,200	11,000	9,000
	26 京都府	21,100	21,300	19,800	18,600	17,600	21,200	21,200	11,100	9,000
	27 大阪府		21,300	19,800	18,600	17,600	21,200	21,200	10,900	9,200
	28 兵庫県		21,300	19,800	18,600	17,500	21,200	21,200	11,200	9,200
	29 奈良県	21,100	21,400	19,800	18,600	18,200	21,200	21,200	11,300	9,300
	30 和歌山県	20,900	21,300	19,800	18,600	17,500	21,200	21,200	10,700	9,000
中国	31 鳥取県		19,400	18,200	15,600	16,700	18,700	18,900	11,000	8,800
	32 島根県		18,900	18,200	15,600	17,300	18,700	18,900	11,000	9,400
	33 岡山県		19,800	18,200	15,600	16,700	18,700	18,900	11,400	9,500
	34 広島県		19,000	18,200	15,600	17,200	18,700	18,900	11,400	9,700
	35 山口県		19,100	18,200	15,600	17,200	18,800	18,900	11,200	9,300
四国	36 徳島県			17,700			19,900	17,600	10,800	9,600
	37 香川県			17,700			19,900	17,600	10,900	9,600
	38 愛媛県			17,600			19,900	17,600	10,300	8,800
	39 高知県			17,700			20,000	17,600	9,800	8,300
九州	40 福岡県	23,000	18,400	18,400		14,900	18,100	17,700	10,300	9,100
	41 佐賀県	23,000	18,400	18,400		14,500	18,100	17,700	10,100	8,800
	42 長崎県	22,800	19,000	18,400		15,000	18,100	17,700	10,300	9,000
	43 熊本県	22,900	18,300	18,400		14,600	18,100	17,400	10,000	8,600
	44 大分県	22,500	18,400	18,400		14,300	18,100	17,400	10,100	8,200
	45 宮崎県	22,400	18,300	18,400		14,600	18,100	17,400	10,200	7,900
	46 鹿児島県	22,500	18,100	18,400		14,300	18,100	17,400	10,900	9,300
沖縄	47 沖縄県	17,600		17,600		14,000			9,100	8,000

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックプレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02 普通作業員	① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03 軽作業員	① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法 面 工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、プレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と び 工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石 工	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブ ロ ッ ク 工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09 電 工	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄 筋 工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
18 さ く 岩 工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シーすおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高 級 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27 普 通 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの (潜水器(潜水服、靴、カブト、ホース等)の損料を含む) 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう
29 潜 水 連 絡 員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの - 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 - 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 - 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜 水 送 気 員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山 林 砂 防 工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業(主として山間遠かく地の急傾斜地または狹隘な谷間における作業)に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの - 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 - 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 - 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 - その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌 道 工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 - 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用して軌道を構築する作業
33 型 わ く 工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 木製型わく(メタルフォームを含む)の製作、組立て、取付け、解体等(坑内作業を除く) - 木坑、木橋等の仕揃え等
34 大 工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左 官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配 管 工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 配管ならびに管の撤去 - 金属・非金属製品(管等)の加工および装着 - 電触防護
37 は つ り 工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り(はつり仕上げを除く) - 建築物の床または壁の穴あけ

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石膏ボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
48 建 築 ブ ロ ッ ク 工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍賃等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
- この金額は全国の前請、下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
- また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものでない。
- 7 この表は、「平成27年2月か」に適用する公共工事設計労務単価に対応するものである。

(下段):公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等)(参考値)

地方選別 格別名		特種作業員		普通作業員		軽作業員		造園工		土工		石工		ブロック工		電気工		鉄筋工		鉄骨工		塗装工		溶接工		運転手 (特殊)		運転手 (一般)		測かん 世帯用		測かん 建設用		トンネル 掘削工		トンネル 修繕工		
北海道	01 北海道	16,700 (23,500)	13,800 (18,400)	11,500 (16,200)	16,900 (23,800)	20,200 (28,400)	18,200 (25,600)	-	-	-	-	-	-	-	-	17,700 (24,900)	18,600 (26,200)	18,600 (26,300)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)		
	02 青森県	19,700 (26,800)	14,600 (20,600)	11,000 (15,600)	16,900 (23,800)	20,600 (29,400)	19,200 (27,000)	-	-	-	-	-	-	-	-	16,300 (22,900)	20,300 (28,500)	18,100 (25,400)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	17,200 (24,300)	
	03 岩手県	19,700 (27,200)	16,400 (23,100)	12,000 (16,800)	17,700 (24,900)	23,200 (32,600)	19,300 (27,100)	-	-	-	-	-	-	-	-	17,200 (24,200)	21,300 (29,800)	19,100 (26,900)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	18,600 (26,400)	
	04 宮城県	21,100 (28,700)	16,400 (23,100)	12,900 (18,100)	18,700 (26,300)	24,500 (33,200)	22,100 (31,100)	-	-	-	-	-	-	-	-	17,600 (24,700)	25,900 (36,400)	21,800 (30,700)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	22,200 (31,200)	
	05 秋田県	18,700 (26,300)	14,700 (20,700)	11,800 (16,600)	17,500 (24,600)	21,000 (29,500)	19,900 (28,600)	-	-	-	-	-	-	-	-	16,600 (23,300)	20,900 (29,400)	18,700 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	
	06 山形県	18,700 (26,300)	14,700 (20,700)	12,400 (17,400)	17,800 (25,000)	20,000 (28,100)	19,000 (26,700)	-	-	-	-	-	-	-	-	17,600 (24,700)	21,200 (29,800)	19,400 (27,300)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)	20,600 (28,600)		
	07 福島県	21,000 (28,500)	16,300 (22,800)	14,000 (19,700)	18,300 (25,700)	23,100 (32,500)	21,700 (30,800)	-	-	-	-	-	-	-	-	18,000 (25,300)	22,700 (31,800)	20,200 (28,800)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)		
関東	08 茨城県	19,400 (27,300)	17,200 (24,200)	12,600 (17,700)	19,400 (27,300)	21,900 (30,800)	23,100 (32,500)	24,500 (34,400)	22,700 (32,100)	18,200 (27,000)	22,800 (32,100)	21,300 (30,800)	22,600 (31,800)	25,500 (34,800)	21,000 (30,500)	17,300 (26,700)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)
	09 栃木県	19,300 (27,100)	16,900 (23,800)	12,500 (17,600)	19,300 (27,100)	23,300 (32,800)	21,500 (30,900)	24,800 (34,900)	22,700 (32,600)	18,800 (28,100)	22,700 (32,600)	21,500 (31,000)	22,700 (32,600)	25,400 (34,700)	21,000 (30,500)	18,100 (27,400)	26,500 (35,800)	24,100 (33,400)	26,500 (35,800)	24,100 (33,400)	26,500 (35,800)	24,100 (33,400)	26,500 (35,800)	24,100 (33,400)	26,500 (35,800)	24,100 (33,400)	26,500 (35,800)	24,100 (33,400)	26,500 (35,800)	24,100 (33,400)	26,500 (35,800)	24,100 (33,400)	26,500 (35,800)	24,100 (33,400)	26,500 (35,800)	24,100 (33,400)		
	10 群馬県	19,300 (27,100)	17,300 (24,300)	13,200 (18,600)	19,100 (26,900)	24,200 (33,500)	20,700 (31,500)	23,800 (33,500)	22,400 (31,500)	18,500 (28,000)	22,100 (31,100)	21,600 (30,400)	25,500 (34,700)	24,400 (33,600)	19,300 (28,700)	16,300 (25,600)	26,700 (36,000)	24,300 (33,600)	26,700 (36,000)	24,300 (33,600)	26,700 (36,000)	24,300 (33,600)	26,700 (36,000)	24,300 (33,600)	26,700 (36,000)	24,300 (33,600)	26,700 (36,000)	24,300 (33,600)	26,700 (36,000)	24,300 (33,600)	26,700 (36,000)	24,300 (33,600)	26,700 (36,000)	24,300 (33,600)	26,700 (36,000)	24,300 (33,600)		
	11 埼玉県	20,600 (28,000)	18,300 (25,700)	13,200 (18,600)	19,200 (27,000)	23,300 (32,800)	24,000 (33,700)	24,300 (34,200)	24,300 (34,200)	20,400 (29,700)	24,300 (34,200)	22,600 (31,700)	24,000 (33,700)	25,500 (34,800)	22,000 (31,300)	18,100 (27,400)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)		
	12 千葉県	21,400 (30,100)	18,100 (25,400)	13,100 (18,400)	20,100 (28,300)	23,200 (32,600)	24,800 (34,900)	24,700 (34,700)	24,700 (34,700)	21,500 (30,200)	25,700 (35,400)	22,500 (31,600)	24,000 (33,700)	25,600 (34,900)	21,300 (30,600)	18,000 (27,300)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)		
	13 東京都	22,000 (30,800)	18,200 (27,000)	13,700 (19,300)	20,100 (28,300)	24,400 (34,300)	24,600 (34,600)	24,700 (34,700)	24,700 (34,700)	23,600 (32,600)	24,800 (34,600)	23,700 (32,600)	25,400 (35,000)	22,200 (31,800)	21,600 (31,200)	17,900 (27,500)	26,600 (36,200)	24,300 (33,900)	26,600 (36,200)	24,300 (33,900)	26,600 (36,200)	24,300 (33,900)	26,600 (36,200)	24,300 (33,900)	26,600 (36,200)	24,300 (33,900)	26,600 (36,200)	24,300 (33,900)	26,600 (36,200)	24,300 (33,900)	26,600 (36,200)	24,300 (33,900)	26,600 (36,200)	24,300 (33,900)	26,600 (36,200)	24,300 (33,900)		
	14 神奈川県	22,200 (31,000)	19,700 (28,500)	14,400 (19,800)	19,600 (27,600)	23,200 (32,600)	24,600 (34,600)	24,500 (34,500)	24,500 (34,500)	21,600 (30,400)	23,400 (32,800)	23,200 (32,600)	25,400 (35,000)	22,500 (31,900)	18,200 (27,600)	26,600 (36,000)	24,300 (33,700)	26,600 (36,000)	24,300 (33,700)	26,600 (36,000)	24,300 (33,700)	26,600 (36,000)	24,300 (33,700)	26,600 (36,000)	24,300 (33,700)	26,600 (36,000)	24,300 (33,700)	26,600 (36,000)	24,300 (33,700)	26,600 (36,000)	24,300 (33,700)	26,600 (36,000)	24,300 (33,700)	26,600 (36,000)	24,300 (33,700)	26,600 (36,000)		
	19 山梨県	20,900 (28,400)	18,900 (26,400)	13,000 (18,300)	19,500 (27,400)	23,800 (33,500)	22,600 (32,300)	24,400 (34,300)	22,900 (32,100)	18,800 (28,100)	22,800 (32,100)	21,100 (30,800)	23,800 (33,100)	24,000 (33,700)	21,400 (30,700)	18,500 (27,800)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)		
	20 長野県	20,200 (28,400)	17,400 (24,800)	13,800 (19,400)	18,800 (26,400)	22,900 (32,200)	21,500 (30,200)	23,200 (32,600)	22,300 (31,400)	18,000 (27,300)	21,200 (30,500)	21,800 (31,000)	21,400 (30,100)	23,500 (32,800)	19,200 (28,500)	16,800 (26,100)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)	26,600 (35,900)	24,300 (33,600)		
	北 陸	15 新潟県	18,300 (25,700)	15,600 (21,600)	13,400 (18,800)	17,500 (24,600)	21,700 (30,800)	18,800 (26,400)	-	-	-	-	-	-	-	-	17,500 (24,500)	19,700 (27,000)	18,500 (26,800)	19,100 (28,300)	20,100 (29,400)	20,100 (29,400)	20,100 (29,400)	20,100 (29,400)	20,100 (29,400)	20,100 (29,400)	20,100 (29,400)	20,100 (29,400)	20,100 (29,400)	20,100 (29,400)	20,100 (29,400)	20,100 (29,400)	20,100 (29,400)	20,100 (29,400)	20,100 (29,400)	20,100 (29,400)		
16 富山県		19,500 (27,400)	16,500 (23,000)	12,700 (17,900)	17,300 (24,300)	23,100 (32,500)	21,000 (28,800)	-	-	-	-	-	-	-	-	18,500 (25,800)	20,500 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)			
17 石川県		19,700 (27,700)	17,000 (23,800)	12,800 (17,700)	17,600 (24,700)	23,200 (32,600)	21,100 (28,700)	-	-	-	-	-	-	-	-	19,400 (27,300)	20,800 (29,200)	20,100 (28,300)	20,100 (28,300)	20,100 (2																		

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通通達警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国の前請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものである。
- 7 この表は、「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価
(下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等) (参考値))

		所定労働時間内8時間当たりの金額(単位:円)																				
地方自治体別 協会名	都道府県名	トンネル 掘削費	橋りょう 新設費	橋りょう 修繕費	橋りょう 解体費	土木一般 建設費	高級給餌員	普通給餌員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	山林砂防 工	軌道工	製わく工	大工	左官	配管工	はり工	防水工	板金工	タイル工	
北海道	01 北海道	28,700 (40,400)	24,000 (33,700)	24,300 (34,200)	25,500 (41,500)	18,800 (26,400)	23,300 (32,800)	18,500 (26,000)	32,000 (45,000)	20,800 (29,400)	20,000 (28,100)	-	23,000 (32,300)	17,800 (25,200)	19,200 (27,000)	19,200 (27,000)	17,300 (24,300)	19,400 (27,100)	20,100 (28,300)	19,300 (27,100)	20,400 (28,700)	
	02 青森県	29,300 (41,200)	23,800 (33,600)	25,700 (36,100)	28,000 (40,800)	22,400 (31,500)	24,300 (34,000)	18,100 (26,500)	37,300 (52,400)	23,100 (32,500)	23,400 (32,800)	-	25,100 (33,300)	23,300 (32,800)	20,500 (28,100)	20,700 (28,100)	17,900 (26,500)	19,100 (26,500)	18,100 (26,500)	18,100 (26,500)	18,700 (26,300)	
	03 岩手県	30,800 (43,300)	25,200 (35,400)	27,000 (38,000)	31,700 (44,500)	22,400 (31,500)	24,300 (34,000)	19,100 (26,500)	40,700 (57,200)	25,200 (34,300)	25,800 (35,300)	-	27,400 (35,600)	24,700 (34,700)	22,200 (31,200)	23,200 (32,600)	18,200 (26,600)	20,100 (28,300)	19,100 (26,800)	20,300 (28,500)	19,500 (27,400)	
東北	04 宮城県	30,500 (43,400)	25,200 (35,400)	27,100 (38,100)	34,800 (48,300)	22,700 (31,800)	24,300 (34,000)	19,100 (26,500)	44,800 (63,000)	27,700 (38,500)	28,100 (38,500)	-	30,300 (42,500)	28,000 (39,400)	24,400 (34,300)	25,300 (36,100)	19,000 (26,800)	20,100 (28,300)	21,200 (29,400)	22,100 (31,100)	19,600 (27,600)	
	05 秋田県	29,700 (41,800)	24,300 (34,200)	26,100 (36,700)	30,000 (42,200)	23,300 (32,800)	24,300 (34,000)	19,100 (26,500)	38,500 (54,300)	23,700 (33,300)	24,100 (33,900)	-	25,400 (35,700)	20,800 (31,800)	22,700 (32,800)	21,000 (29,000)	16,200 (24,700)	19,300 (27,100)	19,700 (28,300)	19,000 (26,700)	18,800 (26,600)	
	06 山形県	29,500 (41,500)	24,200 (34,100)	25,900 (36,400)	29,400 (41,300)	21,700 (30,500)	24,300 (34,000)	19,000 (26,400)	38,800 (54,600)	23,900 (33,500)	24,300 (34,200)	-	23,700 (33,300)	21,200 (29,800)	19,800 (27,800)	20,600 (28,600)	18,300 (26,700)	19,200 (27,000)	20,800 (28,200)	19,600 (26,800)	18,800 (26,400)	
	07 福島県	30,800 (43,300)	25,200 (35,400)	27,100 (38,100)	30,900 (43,400)	20,400 (28,700)	24,300 (34,000)	19,500 (26,900)	40,700 (57,200)	25,200 (34,300)	25,700 (35,400)	-	31,600 (44,400)	28,600 (39,000)	23,100 (32,500)	21,700 (30,500)	18,700 (26,300)	20,100 (28,300)	21,500 (30,200)	21,200 (30,200)	19,600 (27,600)	
	08 茨城県	28,800 (40,500)	25,900 (37,800)	28,000 (38,400)	30,100 (42,300)	21,800 (30,700)	28,500 (38,500)	21,700 (30,500)	34,300 (48,200)	22,000 (30,800)	24,000 (33,700)	25,500 (35,800)	22,500 (31,600)	23,400 (32,900)	23,400 (32,900)	24,000 (33,700)	20,200 (28,400)	22,800 (31,000)	24,200 (34,000)	24,200 (34,000)	24,200 (34,000)	
	09 栃木県	29,100 (40,900)	27,200 (38,200)	28,300 (39,300)	30,400 (42,500)	21,700 (30,600)	28,600 (38,600)	21,700 (30,600)	34,500 (48,400)	22,500 (31,400)	24,300 (34,200)	25,500 (35,900)	23,500 (33,900)	23,500 (33,900)	23,500 (33,900)	24,300 (34,300)	22,700 (30,500)	23,100 (32,500)	24,600 (34,600)	24,600 (34,600)	24,600 (34,600)	
	10 群馬県	28,500 (40,600)	27,000 (38,000)	28,100 (38,500)	30,400 (42,700)	21,600 (30,400)	28,000 (37,900)	21,600 (30,400)	35,800 (50,800)	22,100 (31,000)	23,700 (33,800)	25,000 (35,100)	23,700 (33,800)	25,000 (35,100)	22,200 (31,200)	22,500 (32,200)	21,400 (29,700)	22,600 (31,800)	23,100 (32,500)	22,500 (31,800)	22,500 (31,800)	
	11 埼玉県	28,800 (40,800)	27,800 (39,800)	27,800 (39,800)	30,500 (42,500)	22,200 (31,000)	27,600 (37,400)	21,700 (30,500)	35,700 (50,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	24,700 (34,200)	22,600 (31,800)	-	21,100 (33,900)	20,000 (28,100)	22,500 (31,600)	25,200 (34,300)	24,800 (33,900)
	12 千葉県	28,700 (40,600)	27,200 (39,100)	27,900 (39,800)	30,500 (42,500)	22,700 (31,500)	27,600 (37,400)	21,700 (30,500)	35,700 (50,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	24,700 (34,200)	22,600 (31,800)	-	21,100 (33,900)	20,000 (28,100)	22,500 (31,600)	25,200 (34,300)	24,800 (33,900)
	13 東京都	28,700 (40,600)	27,200 (39,100)	27,900 (39,800)	30,500 (42,500)	22,700 (31,500)	27,600 (37,400)	21,700 (30,500)	35,700 (50,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	24,700 (34,200)	22,600 (31,800)	-	21,100 (33,900)	20,000 (28,100)	22,500 (31,600)	25,200 (34,300)	24,800 (33,900)
関東	14 神奈川県	28,700 (40,600)	27,200 (39,100)	27,900 (39,800)	30,500 (42,500)	22,700 (31,500)	27,600 (37,400)	21,700 (30,500)	35,700 (50,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	24,700 (34,200)	22,600 (31,800)	-	21,100 (33,900)	20,000 (28,100)	22,500 (31,600)	25,200 (34,300)	24,800 (33,900)
	15 山梨県	28,700 (40,600)	27,200 (39,100)	27,900 (39,800)	30,500 (42,500)	22,700 (31,500)	27,600 (37,400)	21,700 (30,500)	35,700 (50,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	24,700 (34,200)	22,600 (31,800)	-	21,100 (33,900)	20,000 (28,100)	22,500 (31,600)	25,200 (34,300)	24,800 (33,900)
	16 静岡県	28,700 (40,600)	27,200 (39,100)	27,900 (39,800)	30,500 (42,500)	22,700 (31,500)	27,600 (37,400)	21,700 (30,500)	35,700 (50,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	24,700 (34,200)	22,600 (31,800)	-	21,100 (33,900)	20,000 (28,100)	22,500 (31,600)	25,200 (34,300)	24,800 (33,900)
	17 愛知県	28,700 (40,600)	27,200 (39,100)	27,900 (39,800)	30,500 (42,500)	22,700 (31,500)	27,600 (37,400)	21,700 (30,500)	35,700 (50,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	24,700 (34,200)	22,600 (31,800)	-	21,100 (33,900)	20,000 (28,100)	22,500 (31,600)	25,200 (34,300)	24,800 (33,900)
	18 岐阜県	28,700 (40,600)	27,200 (39,100)	27,900 (39,800)	30,500 (42,500)	22,700 (31,500)	27,600 (37,400)	21,700 (30,500)	35,700 (50,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	24,700 (34,200)	22,600 (31,800)	-	21,100 (33,900)	20,000 (28,100)	22,500 (31,600)	25,200 (34,300)	24,800 (33,900)
	19 長野県	28,700 (40,600)	27,200 (39,100)	27,900 (39,800)	30,500 (42,500)	22,700 (31,500)	27,600 (37,400)	21,700 (30,500)	35,700 (50,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	24,700 (34,200)	22,600 (31,800)	-	21,100 (33,900)	20,000 (28,100)	22,500 (31,600)	25,200 (34,300)	24,800 (33,900)
	20 富山県	28,700 (40,600)	27,200 (39,100)	27,900 (39,800)	30,500 (42,500)	22,700 (31,500)	27,600 (37,400)	21,700 (30,500)	35,700 (50,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	24,700 (34,200)	22,600 (31,800)	-	21,100 (33,900)	20,000 (28,100)	22,500 (31,600)	25,200 (34,300)	24,800 (33,900)
	21 石川県	28,700 (40,600)	27,200 (39,100)	27,900 (39,800)	30,500 (42,500)	22,700 (31,500)	27,600 (37,400)	21,700 (30,500)	35,700 (50,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	24,700 (34,200)	22,600 (31,800)	-	21,100 (33,900)	20,000 (28,100)	22,500 (31,600)	25,200 (34,300)	24,800 (33,900)
	22 福井県	28,700 (40,600)	27,200 (39,100)	27,900 (39,800)	30,500 (42,500)	22,700 (31,500)	27,600 (37,400)	21,700 (30,500)	35,700 (50,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	24,700 (34,200)	22,600 (31,800)	-	21,100 (33,900)	20,000 (28,100)	22,500 (31,600)	25,200 (34,300)	24,800 (33,900)
	北陸	23 新潟県	28,200 (39,600)	23,500 (33,000)	28,300 (37,500)	26,700 (37,500)	19,300 (27,100)	24,200 (34,000)	20,000 (28,100)	33,800 (47,500)	20,600 (28,100)	22,200 (31,200)	22,700 (34,400)	18,700 (26,300)	18,700 (26,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)
24 富山県		28,200 (39,600)	23,500 (33,000)	28,300 (37,500)	26,700 (37,500)	19,300 (27,100)	24,200 (34,000)	20,000 (28,100)	33,800 (47,500)	20,600 (28,100)	22,200 (31,200)	22,700 (34,400)	18,700 (26,300)	18,700 (26,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	
25 石川県		28,200 (39,600)	23,500 (33,000)	28,300 (37,500)	26,700 (37,500)	19,300 (27,100)	24,200 (34,000)	20,000 (28,100)	33,800 (47,500)	20,600 (28,100)	22,200 (31,200)	22,700 (34,400)	18,700 (26,300)	18,700 (26,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	
26 福井県		28,200 (39,600)	23,500 (33,000)	28,300 (37,500)	26,700 (37,500)	19,300 (27,100)	24,200 (34,000)	20,000 (28,100)	33,800 (47,500)	20,600 (28,100)	22,200 (31,200)	22,700 (34,400)	18,700 (26,300)	18,700 (26,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	
27 岐阜県		28,200 (39,600)	23,500 (33,000)																			

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

〔上段：公共工事設計労務単価
〔下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等)（参考値）〕

地方運輸 建設労働者	都道府県名	所定労働時間内8時間当たりの金額(単位：円)									
		サツ工	内装工	ガラス工	建具工	ダウト工	保通工	設備図様 工	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B	
北海道	01 北海道	19,300 (27,100)	18,800 (26,400)	17,000 (23,800)	16,900 (23,800)	17,200 (24,200)	19,900 (28,000)	19,200 (27,000)	10,600 (14,900)	9,100 (12,800)	
	02 青森県	21,100 (29,700)	18,800 (26,400)	18,100 (25,400)	15,800 (21,800)	15,700 (22,100)	18,200 (26,400)	17,800 (25,200)	10,000 (14,100)	8,800 (12,400)	
	03 岩手県	22,100 (31,100)	19,800 (27,800)	19,000 (26,700)	16,400 (23,100)	16,600 (23,300)	18,800 (26,400)	17,900 (25,200)	11,200 (15,700)	9,800 (13,800)	
	04 宮城県	24,000 (33,700)	21,800 (30,700)	19,100 (26,900)	16,400 (23,100)	16,500 (23,800)	18,800 (26,400)	17,900 (25,200)	12,300 (17,000)	10,600 (14,800)	
	05 秋田県	21,300 (29,900)	18,900 (26,600)	18,400 (26,900)	15,600 (21,800)	15,800 (22,300)	19,000 (26,700)	17,500 (25,200)	10,100 (14,200)	8,700 (12,200)	
	06 山形県	20,900 (29,400)	20,000 (28,100)	18,300 (25,700)	15,600 (21,800)	17,600 (24,700)	18,900 (26,600)	17,800 (25,200)	11,400 (16,000)	9,800 (13,800)	
	07 福島県	22,500 (31,600)	21,600 (30,200)	19,100 (26,900)	16,400 (23,100)	17,300 (24,300)	18,800 (26,400)	17,900 (25,200)	12,200 (17,200)	10,500 (14,800)	
関東	08 茨城県	23,200 (32,600)	25,000 (35,200)	22,400 (31,500)	21,800 (30,700)	20,200 (28,400)	20,800 (29,200)	21,100 (29,700)	12,300 (17,000)	11,100 (15,600)	
	09 栃木県	23,300 (32,800)	25,400 (35,700)	22,600 (31,600)	21,800 (30,700)	20,000 (28,100)	21,000 (29,500)	21,100 (29,700)	12,000 (16,800)	10,400 (14,600)	
	10 群馬県	22,500 (31,600)	24,700 (34,700)	22,400 (31,500)	21,800 (30,700)	18,900 (26,900)	20,800 (29,200)	21,100 (29,700)	11,400 (16,000)	10,000 (14,100)	
	11 埼玉県	22,800 (32,200)	25,100 (35,300)	22,300 (31,400)	21,800 (30,700)	20,100 (28,300)	20,700 (29,100)	21,100 (29,700)	12,200 (17,000)	10,900 (15,300)	
	12 千葉県	23,500 (32,800)	24,700 (34,700)	22,900 (31,400)	21,800 (30,700)	20,200 (28,400)	20,700 (29,100)	21,100 (29,700)	12,600 (17,000)	10,900 (15,300)	
	13 東京都	23,100 (32,500)	24,000 (33,000)	22,300 (31,400)	21,800 (30,700)	20,500 (28,700)	20,700 (29,100)	21,100 (29,700)	12,800 (18,000)	11,100 (15,600)	
	14 神奈川県	22,300 (31,800)	25,200 (34,400)	22,300 (31,400)	21,800 (30,700)	18,900 (27,000)	20,700 (29,100)	21,100 (29,700)	13,000 (18,000)	11,300 (15,800)	
	15 山梨県	22,800 (32,100)	25,300 (35,600)	22,400 (31,500)	21,800 (30,700)	19,700 (27,700)	20,900 (29,200)	21,100 (29,700)	11,800 (16,500)	10,300 (14,500)	
	16 長野県	22,100 (31,100)	24,100 (33,900)	22,600 (31,600)	21,800 (30,700)	18,400 (25,800)	20,900 (29,400)	21,100 (29,700)	10,800 (16,200)	9,300 (13,100)	
	17 新潟県	21,700 (30,500)	19,800 (27,800)	18,800 (26,400)	-	17,700 (24,900)	19,500 (27,400)	19,700 (27,700)	11,300 (15,800)	9,800 (13,800)	
	18 富山県	21,000 (29,500)	19,700 (27,700)	18,800 (26,400)	-	18,200 (25,600)	19,800 (27,800)	19,700 (27,700)	11,200 (15,700)	10,200 (14,300)	
	19 石川県	20,600 (29,000)	19,100 (26,900)	18,800 (26,400)	-	18,300 (25,700)	19,500 (27,400)	19,700 (27,700)	11,600 (16,300)	10,100 (14,200)	
中部	20 岐阜県	21,600 (30,400)	21,100 (29,700)	20,600 (29,600)	19,200 (27,000)	18,100 (25,400)	21,600 (30,200)	22,200 (31,200)	11,500 (16,500)	10,300 (14,500)	
	21 静岡県	21,400 (30,100)	20,400 (29,100)	20,600 (29,600)	19,200 (27,000)	18,800 (27,800)	21,400 (30,100)	22,200 (31,200)	11,900 (16,700)	10,100 (14,200)	
	22 愛知県	21,400 (30,100)	-	20,600 (29,600)	19,200 (27,000)	18,700 (26,300)	21,500 (30,200)	22,200 (31,200)	12,200 (17,200)	10,500 (14,800)	
	23 三重県	21,700 (30,500)	-	20,600 (29,600)	19,200 (27,000)	18,800 (26,400)	21,500 (30,200)	22,100 (31,100)	11,600 (16,300)	10,000 (14,100)	
	24 滋賀県	19,400 (27,800)	20,700 (29,100)	19,900 (28,000)	18,600 (26,200)	17,800 (25,000)	21,300 (29,800)	21,200 (29,800)	11,500 (16,200)	9,900 (13,800)	
近畿	25 奈良県	20,600 (29,200)	21,200 (29,800)	19,800 (27,800)	18,600 (26,200)	17,800 (25,000)	21,200 (29,800)	21,200 (29,800)	11,000 (15,500)	9,000 (12,700)	
	26 京都府	21,100 (29,700)	21,300 (29,900)	19,800 (27,800)	18,600 (26,200)	17,600 (24,700)	21,200 (29,800)	21,200 (29,800)	11,100 (15,600)	9,000 (12,700)	
	27 大阪府	-	21,300 (29,900)	19,800 (27,800)	18,600 (26,200)	17,600 (24,700)	21,200 (29,800)	21,200 (29,800)	10,900 (15,300)	9,200 (12,900)	
	28 兵庫県	-	21,300 (29,900)	19,800 (27,800)	18,600 (26,200)	17,500 (24,600)	21,200 (29,800)	21,200 (29,800)	11,200 (16,700)	9,200 (12,800)	
	29 奈良県	21,100 (29,700)	21,400 (30,100)	19,800 (27,800)	18,600 (26,200)	18,200 (25,600)	21,200 (29,800)	21,200 (29,800)	11,300 (15,800)	9,300 (13,100)	
	30 和歌山県	20,900 (29,400)	21,300 (29,800)	19,800 (27,800)	18,600 (26,200)	17,500 (24,600)	21,200 (29,800)	21,200 (29,800)	10,700 (15,000)	9,000 (12,700)	
	31 鳥取県	-	19,400 (27,300)	18,200 (25,800)	15,600 (21,900)	16,700 (23,500)	18,700 (26,300)	18,900 (26,600)	11,000 (15,500)	8,800 (12,400)	
	32 島根県	-	18,900 (26,600)	18,200 (25,600)	15,600 (21,900)	17,300 (24,300)	18,700 (26,300)	18,900 (26,600)	11,000 (15,500)	8,400 (12,200)	
	33 岡山県	-	19,800 (27,800)	18,200 (25,600)	15,600 (21,900)	16,700 (23,500)	18,700 (26,300)	18,900 (26,600)	11,400 (16,000)	8,500 (12,400)	
	34 広島県	-	19,000 (26,700)	18,200 (25,600)	15,600 (21,900)	17,200 (24,200)	18,700 (26,300)	18,900 (26,600)	11,400 (16,000)	8,700 (12,600)	
中国	35 山口県	-	19,100 (26,800)	18,200 (25,600)	15,600 (21,900)	17,200 (24,200)	18,800 (26,400)	18,900 (26,600)	11,200 (15,700)	9,300 (13,100)	
	36 徳島県	-	-	17,700 (24,600)	-	-	19,800 (28,000)	17,600 (24,700)	10,800 (15,200)	9,600 (13,500)	
	37 香川県	-	-	17,700 (24,600)	-	-	19,900 (28,000)	17,600 (24,700)	10,900 (15,300)	9,600 (13,500)	
	38 愛媛県	-	-	17,600 (24,500)	-	-	19,900 (28,000)	17,600 (24,700)	10,300 (14,800)	8,800 (12,600)	
	39 高知県	-	-	17,700 (24,600)	-	-	20,000 (28,100)	17,800 (24,700)	9,800 (13,800)	8,300 (11,700)	
九州	40 福岡県	23,000 (32,300)	18,400 (25,900)	18,400 (25,900)	-	14,900 (20,900)	18,100 (25,400)	17,700 (24,800)	10,200 (14,500)	8,100 (12,800)	
	41 佐賀県	23,000 (32,300)	18,400 (25,900)	18,400 (25,900)	-	14,500 (20,400)	18,100 (25,400)	17,700 (24,800)	10,100 (14,200)	8,200 (12,400)	
	42 長崎県	22,800 (32,100)	19,000 (26,700)	18,400 (25,900)	-	15,000 (21,100)	18,100 (25,400)	17,700 (24,800)	10,200 (14,500)	8,000 (12,700)	
	43 熊本県	22,500 (31,200)	18,300 (25,700)	18,400 (25,900)	-	14,600 (20,500)	18,100 (25,400)	17,400 (24,500)	10,000 (14,100)	8,900 (12,100)	
	44 大分県	22,500 (31,600)	18,400 (25,800)	18,400 (25,900)	-	14,300 (20,100)	18,100 (25,400)	17,400 (24,500)	10,100 (14,200)	8,200 (11,500)	
	45 宮崎県	22,400 (31,500)	18,300 (25,700)	18,400 (25,900)	-	14,600 (20,500)	18,100 (25,400)	17,400 (24,500)	10,200 (14,300)	7,900 (11,000)	
	46 鹿児島県	22,600 (31,600)	18,100 (25,400)	18,400 (25,900)	-	14,300 (20,100)	18,100 (25,400)	17,400 (24,500)	10,900 (15,200)	9,300 (13,100)	
	47 沖縄県	17,800 (24,700)	-	17,800 (24,700)	-	14,000 (19,700)	-	-	8,100 (12,800)	8,000 (11,200)	

(1) 参考

今回の調査（平成26年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種は次の表のとおりである。

職種
屋根ふき工
建築ブロック工

(2) 法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額（試算）の参考公表

○ 公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額等は含まれていない。これらの事業主負担額の費用は、積算上、現場管理費等に含まれている。

日当たり賃金	標準報酬月額	種類 負担率	労働保険	社会保険		法定福利費の 事業主負担額 (月当たり)	日当たり賃金 + 法定福利費の 事業主負担額 (日当たり)	日当たり に対する 割合
			雇用保険	健康保険 (介護保険を含む)	厚生年金保険 (児童手当拠出金を含む)			
7,500	170,000		1.050%	5.845%	8.887%	26,778	8,717	116.2%
10,000	220,000		2,310	12,859	19,551	34,720	11,578	115.8%
12,500	280,000		2,888	16,366	24,884	44,138	14,506	116.1%
15,000	340,000		3,465	19,873	30,216	53,554	17,434	116.2%
17,500	380,000		4,043	22,211	33,771	60,025	20,228	115.6%
20,000	440,000		4,620	25,718	39,103	69,441	23,156	115.8%
22,500	500,000		5,198	29,225	44,435	78,858	26,084	115.9%
25,000	560,000		5,775	32,732	49,767	88,274	29,012	116.0%
27,500	620,000		6,353	36,239	55,099	97,691	31,941	116.1%
30,000	650,000		6,930	37,993	55,099	100,022	34,546	115.2%

※ 雇用保険：労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。

事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の月当たり賃金を元に算定。

(例：日当たり賃金 15,000 円×22 日＝月当たり賃金 330,000 円)

健康保険・厚生年金保険：法人及び常時 5 人以上の従業員を使用する事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。

事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の標準報酬月額（賞与等を含まない）を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は 620,000 円。

(例：日当たり賃金 15,000 円×22 日＝月当たり賃金 330,000 円 → 報酬月額 330,000 円以上 350,000 円未満の標準報酬月額は 340,000 円)

「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険料（東京）の掛金、介護保険料を含む。

「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む（厚生年金基金加入員を除く）

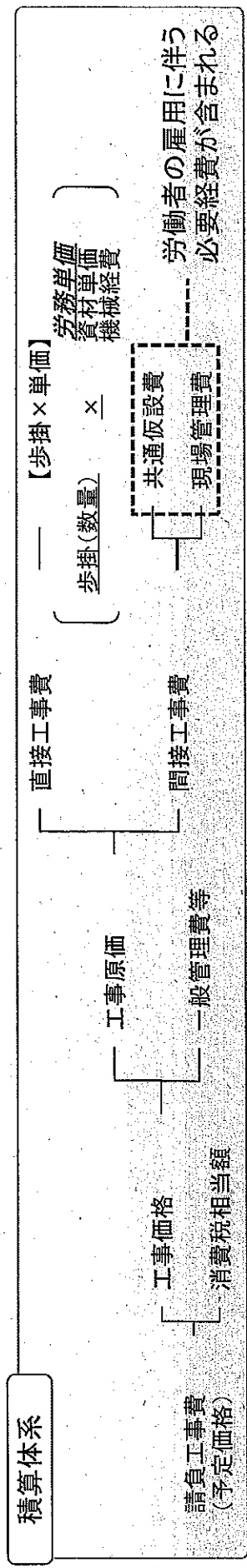
「法定福利費の事業主負担額（日当たり）」は、「法定福利費の事業主負担額（月当たり）」を 22 日で除して算定。

小数点以下は四捨五入して算定。

平成 27 年 2 月時点の負担率

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
 - ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
- (必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)
- ※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

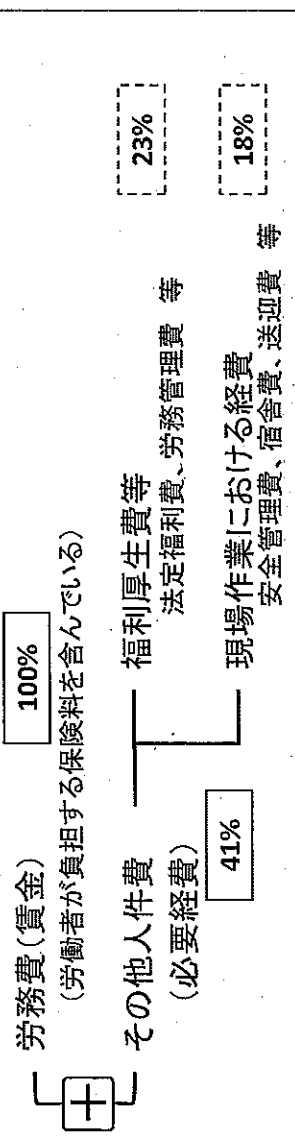
建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した平均値
(注2) 上記のうち、労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費